(1) 事務局に問い合わせ

メール・電話・FAXに て事務局にお問い合わ せください。

雇用管理研修会 開催申 込書を送付ください。

※相談・お申込みから5日 以内にご連絡いたします。



② 地域アドバイザー との打ち合わせ

オンライン等を活用し、 研修会講師を務める地 域アドバイザーとの打 ち合わせで、具体的な 内容を決定します。



③ 研修会実施

研修打ち合わせの内容に 沿って研修会の開催と、 個別相談会を行い、 参加者にはアンケートに 回答をいただきます。



雇用管理研修会の日程や担当講師、個別相談の情報等は、 下記のオンラインメディアやリーフレットにて、随時発信します!



令和6年度 農業雇用改善推進事業の 公式サイトはURLやORコードより アクセスください。

https://teichaku.mhlw.go.jp/



農林業職場定着支援事業(農業雇用改善推進事業) 運営事務局



株式会社 農協観光 地域共創事業課

(担当:前場・佐藤)

〒100-6826 東京都千代田区大手町1-3-1 JAビル26階

TEL: 03-6436-8990 FAX: 03-3213-1072

E-mail: koyoukaizen.ntour@gmail.com

令和6年度

農林業職場定着支援事業

農業雇用改善推進

農業経営体の皆様に向けた人材確保・定着支援事業がスタートしました!



本事業は農業の雇用管理改善について、以下を実施する事業です。

- ●雇用管理研修会の開催
- ●個別相談会の開催
- ●定期刊行物(農業雇用便り)の発行
- ●社会保険労務十等の訪問によるアドバイス
- ●雇用管理改善モデル事例集の発行 ●電話・メール・FAXによる相談対応

農業雇用改善推進事業は、農業法人、法人化を目指す農業経営体及び農業への参入を図る農業経営体を除く法 人に対して、雇用管理の改善のための支援や啓発等を行い農業への就職及び職場定着を促進し、雇用による農業 従事者の確保を図ることを目的に、平成21年度から継続して実施しております。

今年度事業の実施にあたり、関係機関の皆様とより一体的に推進を図ることで、全国の農業経営体の皆様のサ ステナブル経営に向けて、担い手確保や人材育成等の観点から支援して参りたく存じます。

つきましては日頃よりご支援をなさっている皆様のご理解ご協力の程を何卒よろしくお願い申し上げます。

農家からのご相談 O&A

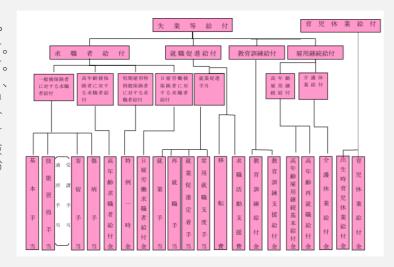
雇用保険制度の給付にはどのような種類があり、 どんなときに受けられるのでしょうか?

<回答>

雇用保険制度は約20種類の給付制度があり、さまざまな状況に応じて受けることが出来ます。

1. 雇用保険制度とは

雇用保険制度は、失業した際の生活の安定や再就職、育児、介護を支援するための制度です。一般的に「失業保険」と呼ばれ知られています。しかし雇用保険の給付は失業した時だけでなり、育児や介護で仕事を離れる場合、再就職活動場合などもまずまな状況に応じて、おまずまな状況に応じて、の制度に加入していれば、アルバイトやパートいますとに加入していれば、アルバ対象となってで観光が対象となってで観光が対象とないが働者が対象となって概要と、事業主及び労働者のメリットについて紹介します。



2. 給付の種類と概要

雇用保険制度の給付は、「失業等給付」と「育児休業給付」の2つに大きく分かれています。

2-1. 失業等給付

失業等給付は、仕事を失った際に生活の安定を確保しつつ、次の職を見つけるための支援を目的としています。これには「求職者給付」や「再就職手当」などが含まれ、再就職活動中に生活を支えるための給付金が支給されます。失業等給付は以下の4つに分かれています。

① 求職者給付

求職者給付は失業した際に支給されるもので、被保険者の種類(一般、高年齢、短期雇用、日雇労働者)により内容が異なり7種の給付があります。最も知られている給付は「基本手当」で一般的に「失業保険」と呼ばれています。労働者の年齢や雇用保険の加入期間に応じて支給日数が決まります。

②就職促進給付

早期再就職や転職を促進するための給付です。再就職手当や移転費、就業促進定着手当などがあり、再就職や転職を行った際に支給されます。

③教育訓練給付

スキルアップやリスキリングを目指す方を支援する給付です。一定の条件を満たす教育訓練を受講した際、その費用の一部が支給されます。様々な分野で約16,000講座が対象となっていて、大型特殊自動車免許や無人航空機操縦士資格なども含まれています。

④雇用継続給付

高年齢者の雇用継続や介護のために休業を取る労働者の雇用を維持するための給付です。高年齢雇用継続給付 や介護休業給付が含まれ、60歳以上の労働者や介護休業を取得した労働者に支給されます。

2-2. 育児休業給付

育児休業を取得した労働者に対して支給される給付で、育児中の収入を補填し、安心して子育てに専念できるように支援する目的があります。

3. 雇用保険の役割

雇用保険は、労働者を雇用する事業は原則として強制的に適用される保険です。しかし農業の場合は、法人と常時5人以上を雇用する個人事業主は強制的に適用されますが、個人事業主で労働者が常時5人未満の場合は、暫定任意適用事業となります。暫定任意適用事業は雇用保険への加入が任意であり、事業主が加入申請をしなければ各種制度は適用されません。雇用保険は、労働者に生活の安定を提供するだけでなく、事業主にとっても重要な役割を併せて担っていますので、加入することを強くお勧め致します。

◆本号のQ&Aの担当講師 ご紹介



もとなみ社会保険労務士事務所 代表 本波史雅 先生

<プロフィール>

社会保険労務士。もとなみ社会保険労務士事務所代表。

SRアップ21会員、NPO法人オルタナティブ・アグリサポート・プロジェクト会員。 2023札幌市に社労士事務所を開設。労務セミナー、助成金を活用した労働・就業 環境整備などのアドバイスを行っている。

3-1. 事業主にとっての役割

①人材確保と安定した雇用

労働者が育児や介護などのライフイベントに直面した際、雇用保険の各種給付制度により、労働者が辞めずに安心して休業・復帰できる環境を整えることができます。これにより長期的な人材確保が容易になり離職リスクが低下するため、事業の安定的な運営が可能となります。農業のように特定のスキルや知識が必要な業界において、熟練した従業員が長く働き続けることは事業の成長にも大きく貢献します。

②助成金の利用

雇用に関する助成金の対象となり要件を満たすことで、人材育成、雇用環境の整備や仕事と家庭の両立など 様々な助成金を受給できます。例えば、新型コロナウイルス感染症の際に活用された雇用調整助成金のように自 然災害や感染症など予期せぬ事態にも活用できる助成金があります。

3-2. 労働者にとっての役割

労働者は、会社や労働者自身の都合で失業した場合に一定期間、失業保険(求職者給付の基本手当)を受け取れることです。受給期間は雇用保険に加入していた期間や離職理由によって異なります。要件を満たす場合は、早期に就職が決まると再就職手当や就業手当の対象となり、再就職先での賃金が前の会社より低い場合は、就業促進定着手当を受給できることもあります。また、育児や介護などで余儀なく休業する場合も給付金があるため、収入がない期間の経済的な支えになるでしょう。

このほか、リスキリングや再就職に向けた職業訓練、就業支援などにも雇用保険が適用され、労働者が就労 によって生活していくための支援をします。

3-3. 雇用保険に加入するためにすべきこと

保険料の負担があります。保険料は労働者と事業主双方が負担し、賃金総額×保険料率で決定します。保 険料率は業種によって異なり、農業の場合は労働者0.7%、事業主1.05%となっています。

4. 最後に

雇用保険制度は、失業、育児、介護などによる収入の減少を補い、生活の安定を図るための重要な制度です。 失業中に支給される「求職者給付」や、早期再就職を促進する「就職促進給付」、スキルアップのための「教育 訓練給付」、高齢者の再雇用や雇用継続、介護で休業する際に支給される「雇用継続給付」、育児休業を取得し た際に支給される「育児休業給付」など、様々な状況に応じた支援が用意されています。労働者に安心感を与え るだけでなく、事業主にとっても人材確保や雇用の定着、助成金活用のメリットがあります。雇用保険の加入と 給付を活用することで、労働者と事業主の双方にとって安定した雇用が確保されるでしょう。

研修レポート

■実施日:令和6年7月23日(火) ■場所:長崎県壱岐振興局国分庁舎

■主な参加者:壱岐市内の農業法人、農業関係者等

■参加者数:約40名

■主催者:壱岐農業法人会

壱岐農業法人会は、島内で人材を確保することや雇用した人材の定着が課題となっていたため、「基本的な雇用管理」や「人材育成」をテーマとして研修会を実施しました。後半は3班に分かれてワークショップ形式にて、課題の抽出を行いました。研修会終了後の参加者アンケートから、満足度は「大変満足」、「満足」の回答が多く「労働条件や従業員の募集をするのに取り組みたい」というお声をいただきました。



(文責:研修会運営担当 佐藤)